（同法第百三十六条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項（同法第百四十条第一項」に、「第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項」を「第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項」に、「第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項」を「第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項」に、「第百四十一条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百三条第一項（同法第百三十六条第一項」を「第百七条第一項（同法第百四十条第一項」に、「第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項」を「第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項」に、「第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項」を「第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項」に、「第百四十一条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第百三十条第二項」を「第百三十四条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項、第百三十一条第一項、第百三十六条第一項又は第百四十五条第一項」に改め、同条第四項の表以外の部分中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項」に、「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百十一条第一項（同法第百十九条第一項」を「第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項」に、「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に、「第百十三条第二項」を「第百十七条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項又は第百十九条第一項」に改め、同条第五項の表以外の部分及び同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項」を「第四十条第一項（同法第五十二条第三項」に、「第二十九条第二項第二号」を「第三十一条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項」に改め、同条第六項中「よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項」を「よりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第八十二条第三項」を「第八十六条第三項」に、「第二十九条第二項第二号」を「第三十一条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項」に改め、同条第七項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に、「第百十三条第二項第二号」を「第百十七条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項」を「第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項」に、「第百三十条第二項第二号」を「第百三十四条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項」に改める。

別表第七の六の項の中欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は廃棄物燃料の使用」を削り、同項の下欄中「次に掲げる」を「環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した」に改め、同欄のイ及びロを削る。

別表第八の一の項の下欄中「廃棄物燃料」の下に「（廃棄物を原料とする燃料をいう。以下同じ。）」を加える。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物）」を「発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物）」に、「、発電」を「、発電又は放電」に改める。

一　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号イ

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号ト

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「発電所」を「発電用若しくは蓄電用の施設」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項第九号及び第十号中「平準化」を「最適化」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十二の項中「第十一条第一項第十九号」を「第十一条第一項第二十二号」に改める。